

福島県社会福祉大会における知事表彰要綱

第1 趣旨

多年にわたり社会奉仕の精神をもって社会福祉の増進に寄与し、その功績が特に顕著であると認められる社会福祉事業関係者個人のみ及び、社会福祉の精神をもって、社会福祉に関するボランティア活動を率先して行っているものであって、その功績が顕著であると認められるものに対して、福島県社会福祉大会において5年ごとに表彰を行う。

第2 被表彰者の範囲

被表彰者の範囲は、次のいずれかに該当するものとする。

1 社会福祉事業関係者

(1) 民生委員・児童委員として、原則として通算して20年以上在職し、現に職にある者で次のいずれかに該当する者

ア 民生委員協議会会長、副会長として通算して10年以上つとめ、民生委員制度の発展に功績をあげた者

イ 民生委員・児童委員としての活動が他の模範となる者で60歳以上の者

(2) 社会福祉の増進に寄与し、その功績が顕著な者で、次に掲げるいずれかに該当する者

ただし、公務員は、除く。

ア 社会福祉施設の長又は社会福祉事業団体の役員として通算して20年以上従事し、現在なお活躍中の者で、60歳以上の者

イ 社会福祉施設・社会福祉事業団体等の従事者として通算して20年以上その業務に従事し、特に他の模範と認められる者で、現在なおその業務に従事している60歳以上の者

ただし、社会福祉施設の従事者にあつては、その年齢を55歳以上の者とする。

(3) 次に掲げるものは、前2号の規定にかかわらず、表彰の対象から除く。

ア 破産宣告又は破産手続開始決定を受け復権しない者

イ 罰金刑以上の刑（ただし、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を除く。）に処せられ、その刑の言い渡

シの効力が消滅していない者

ウ 生存者叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く）を受けた者

エ 民生委員児童委員表彰規則（昭和35年厚生省令第34号）による厚生労働大臣表彰を受けた者

オ 民生児童委員に対する厚生大臣特別表彰の実施について（昭和50年7月2日社庶第111号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）による厚生労働大臣特別表彰を受けた者

カ 善行者及び各種功労者の知事表彰を受けた者

キ その他表彰するにふさわしくない行為があった者

2 ボランティア活動関係者等

(1) 社会福祉に関するボランティア活動又はその支援において、その功績が顕著であって次のいずれかに該当し、かつ原則として過去に福島県社会福祉大会、ふくしま、ふくしボランティアフェスティバル又はふくしまボランティアフェスティバルにおける知事感謝状、福島県社会福祉大会会長表彰又は福島県社会福祉協議会会長表彰を受けたもの、若しくはその活動、支援が他の模範となるもの

ア 個人

社会福祉に関する活動を行うボランティアとして、過去10年以上にわたり率先してその活動を行い、現在なお活躍中のもの

イ グループ

(ア) 社会福祉に関する活動を行うボランティアグループ、生活協同組合、農業協同組合等の団体として、過去10年以上にわたり、率先してその活動を行い、現在なお活躍中のもの

(イ) 企業、労働組合等の団体として、社会福祉に関する社会貢献活動を自ら行い、又は従業員、組合員等の行うボランティア活動への支援を行っている場合であって、過去10年以上にわたり率先してその活動、支援を行い現在なお継続中のもの

ウ 学校

ボランティア協力校として指定を受けている学校又は、受けたことのある

る学校であって、過去10年以上にわたり、率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの

(2) 次に掲げるものは、前号の規定にかかわらず、表彰の対象から除く。

ア 破産宣告又は破産手続開始決定を受け、復権しない者

イ 罰金刑以上の刑（ただし、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を除く。）に処せられ、その刑の言い渡しの効力が消滅していない者

ウ 生存者叙勲又は褒章（紺綬褒章を除く）を受けた者

エ ボランティア功労者として、厚生労働大臣表彰を受けた者

オ 善行者及び各種功労者の知事表彰を受けた者

カ 福島県社会福祉大会、ふくしま、ふくしボランティアフェスティバル又はふくしまボランティアフェスティバルにおいて知事表彰を受けたもの

キ その他表彰するにふさわしくない行為があったもの

第3 表彰の時期

表彰は、回数の末尾が0及び5の福島県社会福祉大会において行う。

第4 候補者の推薦

1 候補者の推薦は、保健福祉事務所長及びいわき地方振興局長が行う。

2 推薦に際して、社会福祉事業関係者については、知事表彰日現在で作成し推薦順位を付した推薦調書1部（様式1又は2）及び候補者推薦一覧1部（様式3～5）を提出し、ボランティア活動関係者等については、知事表彰日現在で、別紙様式6、7又は8により、推薦調書1部（推薦順位を付すこと）を作成し、団体にあつては会則等を添付の上提出する。

第5 被表彰者の決定

保健福祉事務所長及びいわき地方振興局長の推薦に基づき、知事が選考し決定する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。なお、「ふくしまボランティアフェスティバルにおける知事表彰要綱」は廃止する。